

# 令和4年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

|      |  |      |           |   |           |
|------|--|------|-----------|---|-----------|
| 施設名  | 新潟市北地区スポーツセンター（有料）   |      |           |   |           |
| 管理者名 | 公益財団法人新潟市開発公社  | 指定期間 | 平成31年4月1日 | ～ | 令和6年3月31日 |
| 担当課  | 北区産業振興課  |      |           |   |           |
| 所在地  | 新潟市北区名目所3丁目1125番地1   |      |           |   |           |
| 根拠法令 | スポーツ基本法  |      |           |   |           |
| 設置条例 | 新潟市体育施設条例  |      |           |   |           |
| 施設概要 | 敷地面積18,420㎡ 延床面積3,890.36㎡<br>建築構造 鉄筋コンクリート造2階建<br>主な施設内容（構成施設の内容）<br>①大体育室 1,548㎡<br>②トレーニングルーム 260㎡<br>③多目的ルーム 270㎡ |      |           |   |           |

| 施設設置目的   |  |
|--|--|
| スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。   |  |
| 管理・運営に関する基本理念、方針等  |  |
| (1)新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。<br>(2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用を確保すること。<br>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。<br>(4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。<br>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。<br>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。<br>(7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。<br>(8)指定管理者制度を理解し、実践すること。<br>(9)本市施策の方向性に沿った自主事業の提案・実施に努めること。<br>北区のスポーツの方向性（北区 区ビジョンまちづくり計画より） <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の活用並びに利用促進を図ること。</li> <li>区内でのスポーツ教室、大会、各団体の活動状況をより多くの区民に伝える仕組みづくりを進めること。</li> <li>区民が気軽に親しめるスポーツ活動の場と機会の充実を図ること。</li> <li>スポーツ活動を通じた区民の一体感の醸成を図ること。</li> </ul> |  |

| 視点 | 評価項目                  | 評価指標   | 実績 | 評価※ | 評価コメント※ |
|----|-----------------------|--|----|-----|---------|
| 市民 | 広報の充実                 | ホームページに施設の情報及びブログを月5回以上更新  |    |     |         |
|    | 基準者数の達成               | 利用者数年間105,000人以上   |    |     |         |
|    | 各種サービス別満足度            | 施設管理に関する利用者満足度5段階中3以上が85%以上  |    |     |         |
|    | 苦情・要望に対する対応           | 苦情・要望には14日以内に回答  |    |     |         |
|    | 設置目的(本市施策)に合致したサービス提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市施策に合致した自主事業の実施</li> <li>各種スポーツ教室・イベントに延12,000人以上参加</li> </ul> |    |     |         |

| 視 点 | 評価項目                            | 評価指標                               | 実績 | 評価<br>※ | 評価コメント<br>※ |
|-----|---------------------------------|------------------------------------|----|---------|-------------|
| 財 務 | 利用者1人あたりのコスト削減額(管理施設全ての合計額から算出) | 利用者1人あたりのコスト650円以下                 |    |         |             |
|     | 管理運営経費の削減                       | 省エネ及び環境に配慮した取り組みの実施                |    |         |             |
|     | 使用料収入の達成                        | 使用料収入(免除料金含む)が年間12,220千円以上         |    |         |             |
| 業 務 | 業務基準書等に定める事項の遵守                 | その他業務基準書等に定める事項の遵守                 |    |         |             |
|     | 他施設との連携に対する理解                   | 他施設との連携会議を月1回以上開催                  |    |         |             |
|     | 人員計画の合理性妥当性                     | 業務基準書の人員確保                         |    |         |             |
|     | 日常連絡の適切さ                        | 各種報告書の提出期限厳守及び業務基準書に定められた報告内容の適切さ  |    |         |             |
|     | 改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ                | 改善内容に応じて軽易なもの即日。時間を要するもの1週間以内に改善対応 |    |         |             |
|     | 安全責任者の配置と安全確保体制の確立              | 施設及び利用者の安全管理に関する訓練(防火訓練等)年2回以上     |    |         |             |
|     | 当該施設の管理に係る関係法令の遵守               | コンプライアンス研修年1回以上                    |    |         |             |
|     | 事件・事故発生時の対応の適切さ                 | 補償を伴う事故発生件数0件                      |    |         |             |
| 人 材 | 配置人員条件の充足                       | 業務に必要な資格又は専門知識、経験を有する職員の配置         |    |         |             |
|     | 配置人員の知識やスキルの習得度                 | 職員一人当たり、研修を年4回以上受講                 |    |         |             |
|     | 労働基準の充足                         | 労働関係法令の遵守                          |    |         |             |

**【評価基準】**

- A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている。  
 B:要求水準(評価指標)が達成されている。  
 C:要求水準(評価指標)が達成されていない。

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

総 合 評 価 ( 所 見 )

# 令和4年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

|      |   |      |           |             |
|------|---|------|-----------|-------------|
| 施設名  | 新潟市濁川運動広場（有料）   |      |           |             |
| 管理者名 | 公益財団法人新潟市開発公社   | 指定期間 | 平成31年4月1日 | ～ 令和6年3月31日 |
| 担当課  | 北区産業振興課   |      |           |             |
| 所在地  | 新潟市北区濁川3947番地1  |      |           |             |
| 根拠法令 | スポーツ基本法   |      |           |             |
| 設置条例 | 新潟市体育施設条例   |      |           |             |
| 施設概要 | 敷地面積25,413㎡<br>主な施設内容（構成施設の内容）<br>①テニスコート（6面，競技場面積4,665㎡，グリーンサンドコート）<br>②野球場（1面，競技場面積7,772㎡（右翼79m 左翼81m センター95m，内外野 真土），ナイター設備有り） |      |           |             |

| 施設設置目的  |  |
|---|--|
| スポーツの普及振興を図り，市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として，体育施設を設置する。  |  |
| 管理・運営に関する基本理念，方針等   |  |
| <p>(1)新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき，スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。</p> <p>(2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに，住民サービスの向上や平等利用を確保すること。</p> <p>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。</p> <p>(4)利用者に対し，安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき，個人情報の保護を徹底するとともに，業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</p> <p>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。</p> <p>(7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。</p> <p>(8)指定管理者制度を理解し，実践すること。</p> <p>(9)本市施策の方向性に沿った自主事業の提案・実施に努めること。</p> <p>北区のスポーツの方向性（北区 区ビジョンまちづくり計画より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の活用並びに利用促進を図ること。</li> <li>区内でのスポーツ教室，大会，各団体の活動状況をより多くの区民に伝える仕組みづくりを進めること。</li> <li>区民が気軽に親しめるスポーツ活動の場と機会の充実を図ること。</li> <li>スポーツ活動を通じた区民の一体感の醸成を図ること。</li> </ul> |  |

| 視点 | 評価項目        | 評価指標                        | 実績 | 評価※ | 評価コメント※ |
|----|-------------|-----------------------------|----|-----|---------|
| 市民 | 広報の充実       | ホームページに施設の情報及びブログを月5回以上更新   |    |     |         |
|    | 基準者数の達成     | 利用者数年間13,000人以上             |    |     |         |
|    | 各種サービス別満足度  | 施設管理に関する利用者満足度5段階中3以上が85%以上 |    |     |         |
|    | 苦情・要望に対する対応 | 苦情・要望には14日以内に回答             |    |     |         |

| 視 点 | 評価項目                            | 評価指標                               | 実績 | 評価<br>※ | 評価コメント<br>※ |
|-----|---------------------------------|------------------------------------|----|---------|-------------|
| 財 務 | 利用者1人あたりのコスト削減額(管理施設全ての合計額から算出) | 利用者1人あたりのコスト650円以下                 |    |         |             |
|     | 管理運営経費の削減                       | 省エネ及び環境に配慮した取り組みの実施                |    |         |             |
|     | 使用料収入の達成                        | 使用料収入(免除料金含む)が年間1,791千円以上          |    |         |             |
| 業 務 | 業務基準書等に定める事項の遵守                 | その他業務基準書等に定める事項の遵守                 |    |         |             |
|     | 他施設との連携に対する理解                   | 他施設との連携会議を月1回以上開催                  |    |         |             |
|     | 人員計画の合理性妥当性                     | 業務基準書の人員確保                         |    |         |             |
|     | 日常連絡の適切さ                        | 各種報告書の提出期限厳守及び業務基準書に定められた報告内容の適切さ  |    |         |             |
|     | 改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ                | 改善内容に応じて軽易なもの即日。時間を要するもの1週間以内に改善対応 |    |         |             |
|     | 安全責任者の配置と安全確保体制の確立              | 施設及び利用者の安全管理に関する訓練年2回以上            |    |         |             |
|     | 当該施設の管理に係る関係法令の遵守               | コンプライアンス研修年1回以上                    |    |         |             |
|     | 事件・事故発生時の対応の適切さ                 | 補償を伴う事故発生件数0件                      |    |         |             |
| 人 材 | 配置人員条件の充足                       | 業務に必要な資格又は専門知識、経験を有する職員の配置         |    |         |             |
|     | 配置人員の知識やスキルの習得度                 | 職員一人当たり、研修を年4回以上受講                 |    |         |             |
|     | 労働基準の充足                         | 労働関係法令の遵守                          |    |         |             |

**【評価基準】**

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 要求水準(評価指標)が達成されている。

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない。

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

総 合 評 価 ( 所 見 )

# 令和4年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

|      |  |      |           |             |
|------|--|------|-----------|-------------|
| 施設名  | 太夫浜運動公園球技場（有料）   |      |           |             |
| 管理者名 | 公益財団法人新潟市開発公社  | 指定期間 | 平成31年4月1日 | ～ 令和6年3月31日 |
| 担当課  | 北区産業振興課  |      |           |             |
| 所在地  | 新潟市北区太夫浜3900番地2  |      |           |             |
| 根拠法令 | 都市公園法  |      |           |             |
| 設置条例 | 新潟市都市公園条例  |      |           |             |
| 施設概要 | 敷地面積48,813㎡<br>主な施設内容（構成施設の内容）<br>サッカー場（2面、競技場面積18,648㎡、天然芝） |      |           |             |

| 施設設置目的  |  |
|---|--|
| スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。  |  |
| 管理・運営に関する基本理念、方針等   |  |
| <p>(1)新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。</p> <p>(2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用を確保すること。</p> <p>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。</p> <p>(4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</p> <p>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。</p> <p>(7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。</p> <p>(8)指定管理者制度を理解し、実践すること。</p> <p>(9)本市施策の方向性に沿った自主事業の提案・実施に努めること。</p> <p>北区のスポーツの方向性（北区 区ビジョンまちづくり計画より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の活用並びに利用促進を図ること。</li> <li>区内でのスポーツ教室、大会、各団体の活動状況をより多くの区民に伝える仕組みづくりを進めること。</li> <li>区民が気軽に親しめるスポーツ活動の場と機会の充実を図ること。</li> <li>スポーツ活動を通じた区民の一体感の醸成を図ること。</li> </ul> |  |

| 視点 | 評価項目        | 評価指標                        | 実績 | 評価※ | 評価コメント※ |
|----|-------------|-----------------------------|----|-----|---------|
| 市民 | 広報の充実       | ホームページに施設の情報及びブログを月5回以上更新   |    |     |         |
|    | 基準者数の達成     | 利用者数年間14,000人以上             |    |     |         |
|    | 各種サービス別満足度  | 施設管理に関する利用者満足度5段階中3以上が85%以上 |    |     |         |
|    | 苦情・要望に対する対応 | 苦情・要望には14日以内に回答             |    |     |         |

| 視 点 | 評価項目                            | 評価指標                               | 実績 | 評価<br>※ | 評価コメント<br>※ |
|-----|---------------------------------|------------------------------------|----|---------|-------------|
| 財 務 | 利用者1人あたりのコスト削減額(管理施設全ての合計額から算出) | 利用者1人あたりのコスト650円以下                 |    |         |             |
|     | 管理運営経費の削減                       | 省エネ及び環境に配慮した取り組みの実施                |    |         |             |
|     | 使用料収入の達成                        | 使用料収入(免除料金含む)が年間1,418千円以上          |    |         |             |
| 業 務 | 業務基準書等に定める事項の遵守                 | その他業務基準書等に定める事項の遵守                 |    |         |             |
|     | 他施設との連携に対する理解                   | 他施設との連携会議を月1回以上開催                  |    |         |             |
|     | 人員計画の合理性妥当性                     | 業務基準書の人員確保                         |    |         |             |
|     | 日常連絡の適切さ                        | 各種報告書の提出期限厳守及び業務基準書に定められた報告内容の適切さ  |    |         |             |
|     | 改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ                | 改善内容に応じて軽易なもの即日。時間を要するもの1週間以内に改善対応 |    |         |             |
|     | 安全責任者の配置と安全確保体制の確立              | 施設及び利用者の安全管理に関する訓練年2回以上            |    |         |             |
|     | 当該施設の管理に係る関係法令の遵守               | コンプライアンス研修年1回以上                    |    |         |             |
| 人 材 | 事件・事故発生時の対応の適切さ                 | 補償を伴う事故発生件数0件                      |    |         |             |
|     | 配置人員条件の充足                       | 業務に必要な資格又は専門知識、経験を有する職員の配置         |    |         |             |
|     | 配置人員の知識やスキルの習得度                 | 職員一人当たり、研修を年4回以上受講                 |    |         |             |
|     | 労働基準の充足                         | 労働関係法令の遵守                          |    |         |             |

**【評価基準】**

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 要求水準(評価指標)が達成されている。

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない。

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

総 合 評 価 ( 所 見 )

# 令和4年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

|      |  |      |           |             |
|------|--|------|-----------|-------------|
| 施設名  | 新潟市南浜運動広場（無料）  |      |           |             |
| 管理者名 | 公益財団法人新潟市開発公社  | 指定期間 | 平成31年4月1日 | ～ 令和6年3月31日 |
| 担当課  | 北区産業振興課  |      |           |             |
| 所在地  | 新潟市北区島見町2番地244   |      |           |             |
| 根拠法令 | スポーツ基本法  |      |           |             |
| 設置条例 | 新潟市体育施設条例  |      |           |             |
| 施設概要 | 敷地面積21,526㎡<br>主な施設内容（構成施設の内容）<br>多目的広場（野球兼サッカー場，野球場2面 サッカー場1面，真土） |      |           |             |

| 施設設置目的  |  |
|---|--|
| スポーツの普及振興を図り，市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として，体育施設を設置する。  |  |
| 管理・運営に関する基本理念，方針等   |  |
| <p>(1)新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき，スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。</p> <p>(2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに，住民サービスの向上や平等利用を確保すること。</p> <p>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。</p> <p>(4)利用者に対し，安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき，個人情報の保護を徹底するとともに，業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</p> <p>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。</p> <p>(7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。</p> <p>(8)指定管理者制度を理解し，実践すること。</p> <p>(9)本市施策の方向性に沿った自主事業の提案・実施に努めること。</p> <p>北区のスポーツの方向性（北区 区ビジョンまちづくり計画より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の活用並びに利用促進を図ること。</li> <li>区内でのスポーツ教室，大会，各団体の活動状況をより多くの区民に伝える仕組みづくりを進めること。</li> <li>区民が気軽に親しめるスポーツ活動の場と機会の充実を図ること。</li> <li>スポーツ活動を通じた区民の一体感の醸成を図ること。</li> </ul> |  |

| 視点 | 評価項目        | 評価指標                        | 実績 | 評価※ | 評価コメント※ |
|----|-------------|-----------------------------|----|-----|---------|
| 市民 | 広報の充実       | ホームページに施設の情報及びブログを月5回以上更新   |    |     |         |
|    | 基準者数の達成     | 利用者数年間12,000人以上             |    |     |         |
|    | 各種サービス別満足度  | 施設管理に関する利用者満足度5段階中3以上が85%以上 |    |     |         |
|    | 苦情・要望に対する対応 | 苦情・要望には14日以内に回答             |    |     |         |

| 視 点 | 評価項目                            | 評価指標                               | 実績 | 評価<br>※ | 評価コメント<br>※ |
|-----|---------------------------------|------------------------------------|----|---------|-------------|
| 財 務 | 利用者1人あたりのコスト削減額(管理施設全ての合計額から算出) | 利用者1人あたりのコスト650円以下                 |    |         |             |
|     | 管理運営経費の削減                       | 省エネ及び環境に配慮した取り組みの実施                |    |         |             |
| 業 務 | 業務基準書等に定める事項の遵守                 | その他業務基準書等に定める事項の遵守                 |    |         |             |
|     | 他施設との連携に対する理解                   | 他施設との連携会議を月1回以上開催                  |    |         |             |
|     | 人員計画の合理性妥当性                     | 業務基準書の人員確保                         |    |         |             |
|     | 日常連絡の適切さ                        | 各種報告書の提出期限厳守及び業務基準書に定められた報告内容の適切さ  |    |         |             |
|     | 改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ                | 改善内容に応じて軽易なもの即日。時間を要するもの1週間以内に改善対応 |    |         |             |
|     | 安全責任者の配置と安全確保体制の確立              | 施設及び利用者の安全管理に関する訓練年2回以上            |    |         |             |
|     | 当該施設の管理に係る関係法令の遵守               | コンプライアンス研修年1回以上                    |    |         |             |
| 人 材 | 事件・事故発生時の対応の適切さ                 | 補償を伴う事故発生件数0件                      |    |         |             |
|     | 配置人員条件の充足                       | 業務に必要な資格又は専門知識、経験を有する職員の配置         |    |         |             |
|     | 配置人員の知識やスキルの習得度                 | 職員一人当たり、研修を年4回以上受講                 |    |         |             |
|     | 労働基準の充足                         | 労働関係法令の遵守                          |    |         |             |

**【評価基準】**

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている。  
 B: 要求水準(評価指標)が達成されている。  
 C: 要求水準(評価指標)が達成されていない。

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

総 合 評 価 ( 所 見 )



# 令和4年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

|      |  |      |           |             |
|------|--|------|-----------|-------------|
| 施設名  | 阿賀野川ふれあい公園（無料）   |      |           |             |
| 管理者名 | 公益財団法人新潟市開発公社  | 指定期間 | 平成31年4月1日 | ～ 令和6年3月31日 |
| 担当課  | 北区産業振興課  |      |           |             |
| 所在地  | 新潟市北区濁川2833番地先   |      |           |             |
| 根拠法令 | 都市公園法  |      |           |             |
| 設置条例 | 新潟市都市公園条例  |      |           |             |
| 施設概要 | 主な施設内容（構成施設の内容）<br>①野球場（1面，競技場面積12,151㎡，内野 黒土，外野 野芝）<br>②多目的広場（サッカー等用1面，競技場面積10,110㎡，野芝），（スケートボード用1面，競技場面積720㎡，インラインホッケー用1面，競技場面積1,800㎡）<br>③テニスコート（4面，競技場面積2,840㎡，全天候型舗装）<br>④ゲートボール場（2面，競技場面積1,188㎡，グリーンサンド舗装） |      |           |             |

| 施設設置目的   |  |
|--|--|
| スポーツの普及振興を図り，市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として，体育施設を設置する。   |  |
| 管理・運営に関する基本理念，方針等  |  |
| (1)新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき，スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。<br>(2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに，住民サービスの向上や平等利用を確保すること。<br>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。<br>(4)利用者に対し，安全で快適な環境を提供すること。<br>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき，個人情報の保護を徹底するとともに，業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。<br>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。<br>(7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。<br>(8)指定管理者制度を理解し，実践すること。<br>(9)本市施策の方向性に沿った自主事業の提案・実施に努めること。<br>北区のスポーツの方向性（北区 区ビジョンまちづくり計画より） <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の活用並びに利用促進を図ること。</li> <li>・区内でのスポーツ教室，大会，各団体の活動状況をより多くの区民に伝える仕組みづくりを進めること。</li> <li>・区民が気軽に親しめるスポーツ活動の場と機会の充実を図ること。</li> <li>・スポーツ活動を通じた区民の一体感の醸成を図ること。</li> </ul> |  |

| 視点 | 評価項目        | 評価指標                        | 実績 | 評価※ | 評価コメント※ |
|----|-------------|-----------------------------|----|-----|---------|
| 市民 | 広報の充実       | ホームページに施設の情報及びブログを月5回以上更新   |    |     |         |
|    | 基準者数の達成     | 利用者数年間24,250人以上             |    |     |         |
|    | 各種サービス別満足度  | 施設管理に関する利用者満足度5段階中3以上が85%以上 |    |     |         |
|    | 苦情・要望に対する対応 | 苦情・要望には14日以内に回答             |    |     |         |

| 視 点 | 評価項目                            | 評価指標                               | 実績 | 評価<br>※ | 評価コメント<br>※ |
|-----|---------------------------------|------------------------------------|----|---------|-------------|
| 財 務 | 利用者1人あたりのコスト削減額(管理施設全ての合計額から算出) | 利用者1人あたりのコスト650円以下                 |    |         |             |
|     | 管理運営経費の削減                       | 省エネ及び環境に配慮した取り組みの実施                |    |         |             |
| 業 務 | 業務基準書等に定める事項の遵守                 | その他業務基準書等に定める事項の遵守                 |    |         |             |
|     | 他施設との連携に対する理解                   | 他施設との連携会議を月1回以上開催                  |    |         |             |
|     | 人員計画の合理性妥当性                     | 業務基準書の人員確保                         |    |         |             |
|     | 日常連絡の適切さ                        | 各種報告書の提出期限厳守及び業務基準書に定められた報告内容の適切さ  |    |         |             |
|     | 改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ                | 改善内容に応じて軽易なもの即日。時間を要するもの1週間以内に改善対応 |    |         |             |
|     | 安全責任者の配置と安全確保体制の確立              | 施設及び利用者の安全管理に関する訓練年2回以上            |    |         |             |
|     | 当該施設の管理に係る関係法令の遵守               | コンプライアンス研修年1回以上                    |    |         |             |
|     | 事件・事故発生時の対応の適切さ                 | 補償を伴う事故発生件数0件                      |    |         |             |
| 人 材 | 配置人員条件の充足                       | 業務に必要な資格又は専門知識、経験を有する職員の配置         |    |         |             |
|     | 配置人員の知識やスキルの習得度                 | 職員一人当たり、研修を年4回以上受講                 |    |         |             |
|     | 労働基準の充足                         | 労働関係法令の遵守                          |    |         |             |

**【評価基準】**

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 要求水準(評価指標)が達成されている。

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない。

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

総 合 評 価 ( 所 見 )